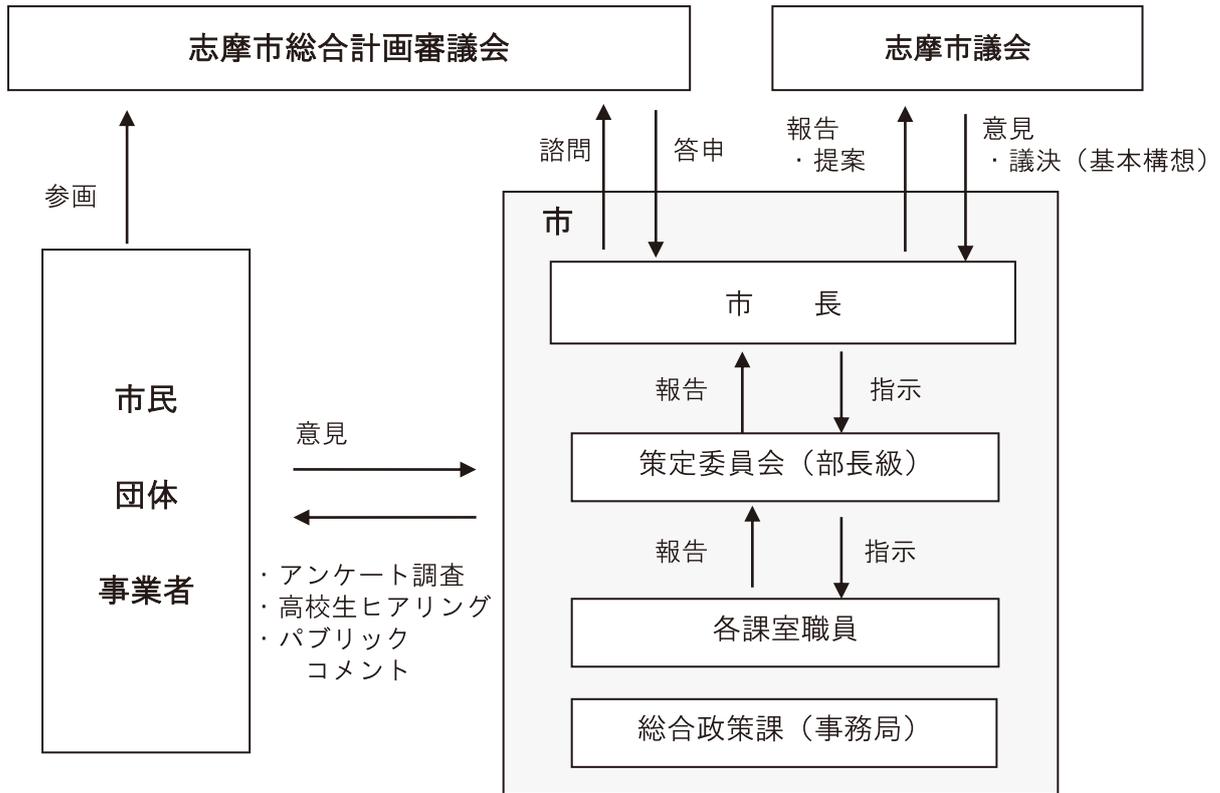


参 考 资 料

1. 第2次志摩市総合計画・後期基本計画の策定体制



2. 策定経過

(1) 志摩市総合計画審議会

年月日		会議の名称	内容
令和元年度	令和2年1月30日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 会長・副会長の選出 市長から審議会へ諮問 策定方針及び策定作業の状況について 今後の策定スケジュールについて
	令和2年7月31日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 策定作業の状況について 基本構想の検討について
令和2年度	令和2年10月2日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 後期基本計画（素案）について
	令和2年11月30日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次総合計画 基本構想・後期基本計画（案）について
	令和3年2月初旬 （書面開催）	第5回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定を取り巻く状況について 第2次総合計画 基本構想・後期基本計画（案）について 審議会からの答申（案）について
	令和3年2月15日	答申	<ul style="list-style-type: none"> 審議会を代表して会長から市長へ答申書を提出

(2) 市民参加

時 期	項 目	内 容
令和元年9月 ～10月	まちづくりに 関する 市民アンケート	調査対象：市内在住の18歳以上の方 3,000人 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出 調査方法：郵送による送付回収 調査期間：令和元年9月26日～10月18日 調査目的：まちづくりの方向や施策の選択について、 市民の意識・評価を把握する。 回収数（回収率）：1,065（35.5%）
令和2年6月	高校生 ヒアリング	内容： 志摩市の将来を担う若者の視点による、志摩市の問題 の所在や取り組むべき課題、目指す方向性を把握する ことを目的に、市内県立高校の生徒を対象に少人数グ ループでのヒアリングを実施。 参加者： ①6月23日 水産高校（2年生6人） ②6月25日 志摩高校（3年生4人、2年生2人） テーマ： ・志摩市のいいところ ・志摩市のなんとかしてほしいところ ・将来の志摩市について
令和2年12月 ～令和3年1月	パブリック コメント	対象：第2次志摩市総合計画 基本構想・後期基本 計画（案） 対象者：市内に在住、通勤又は通学している人など 募集期間：令和2年12月25日～令和3年1月25日 意見等件数：なし

(3) 志摩市議会

年月日	内 容
令和2年8月19日	市議会全員協議会 協議事項「第2次志摩市総合計画・後期基本 計画の策定について」（基本構想の素案）
令和2年12月15日	市議会全員協議会 協議事項「第2次志摩市総合計画・後期基本 計画の策定について」（基本構想及び後期基本計画案）
令和3年3月8日	市議会全員協議会 協議事項「第2次志摩市総合計画・後期基本 計画の策定について」（後期基本計画案）
令和3年2月25日 ～3月17日	令和3年第1回市議会定例会 議案「第2次志摩市総合計画基本 構想の変更について」（3月17日可決）

3. 志摩市総合計画審議会

(1) 志摩市総合計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	所属団体	備考
会長	齋藤 平	皇學館大学	
副会長	松井 源紀	志摩市自治会連合会	
委員	関戸 透 柴原 貞治	志摩市PTA連合会	R2. 1. 30~R2. 3. 31 R2. 4. 1~R3. 3. 31
〃	出口 勝美	志摩市商工会	
〃	西尾 新	志摩市観光協会	
〃	柴原 信義	三重外湾漁業協同組合	
〃	山川 範恭	鳥羽磯部漁業協同組合	
〃	山際 定	三重県真珠養殖連絡協議会	
〃	宮本 道則	志摩市消防団	
〃	前田 正典	志摩市社会福祉協議会	
〃	向井 英仁	伊勢農業協同組合	
〃	亀井 かつ子 藤井 テルヨ	志摩市老人クラブ連合会	R2. 1. 30~R2. 9. 10 R2. 9. 11~R3. 3. 31
〃	濱口 真理子	志摩市国際交流協会	
〃	森田 和樹	志摩青年会議所	
〃	谷 利子	志摩市食生活改善推進協議会	
〃	三橋 まゆみ	志摩海女保存会	
〃	大倉 沙江	三重大学	R2. 1. 30~R2. 3. 15
〃	林 花奈	公募委員	
〃	晝川 紗代子	公募委員	

(2) 諮問書

総 政 第 1 2 号
令和2年1月30日

志摩市総合計画審議会会長 様

志摩市長 竹 内 千 尋

第2次志摩市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第2次志摩市総合計画後期基本計画を策定するにあたり、志摩市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

なお、計画の策定にあたり、基本構想についても必要に応じて見直しを行うこととします。

(3) 答申書

令和3年2月15日

志摩市長 橋 爪 政 吉 様

志摩市総合計画審議会
会長 齋 藤 平

第2次志摩市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和2年1月30日付け総政第12号で諮問のありました第2次志摩市総合計画後期基本計画の策定について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 第2次志摩市総合計画後期基本計画の策定にあたり、基本構想における基本理念、基本目標等について、審議途中で示された民意の選択を考慮し、審議過程で提案されたとおり、志摩市の将来像を魅力あふれるものとして描き、その実現に向け進められたい。
- 2 総合計画は、市の総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画であることから、関連する分野別計画との関係性を示すとともに、有機的な整合性が図られるよう留意されたい。また、その際、特に本市がSDGs未来都市であることから、他の自治体のモデルとなるよう配慮されたい。
- 3 取組の方向性について、5年間という中期的計画であることから、直近の課題解決をめざすことにとどまらず、志摩市人口ビジョン等科学的将来予測を根拠として、持続可能性を見据えたものとなるよう工夫されたい。
- 4 施策の主な成果指標（KPI）は、5年間にわたり、単年度のPDCAサイクルに対応できるものを選択されたい。

その他、審議過程において出された各施策等に対する個別の意見・要望等についても十分検討されるようお願いします。

4. 関係例規

○志摩市総合計画審議会条例（平成16年条例第226号）

※令和2年6月24日廃止

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な事項を調査審議するため、志摩市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 公共的団体等の役職員

（2） 識見を有する者

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱のあった日から総合計画決定の日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、市の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、政策推進部総合政策課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第33号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 総合計画 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画であつて、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

（2） 基本構想 市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したものをいう。

（3） 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に整理したものをいう。

（4） 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。

（総合計画の策定）

第3条 市は、総合計画を策定するものとする。

（総合計画との整合）

第4条 市は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

（議会の議決）

第5条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（公表）

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（志摩市総合計画審議会の設置）

第7条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な事項を調査審議するため、志摩市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 公共的団体等の役職員

（2） 識見を有する者

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（委員の任期）

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命のあった日から総合計画決定の日までとする。

（会長及び副会長）

第10条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 審議会は、審議のために必要があると認めるときは、市の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(志摩市総合計画審議会条例の廃止)

2 志摩市総合計画審議会条例(平成16年志摩市条例第226号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の志摩市総合計画審議会(以下「旧審議会」という。)は、この条例の規定に基づく志摩市総合計画審議会(以下「新審議会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際、現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日、新審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。

5 附則第2項の規定による廃止前の志摩市総合計画審議会条例の規定によりなされた諮問、答申その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5. 用語集

頭文字	用語	注 釈
あ行	空き家バンク	市内の空き家等の有効活用を通して移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家等の情報を提供する制度。
	伊勢志摩区域地域医療構想	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づき、2025年を見据え、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に推進するため、三重県が策定した伊勢志摩地域の医療構想。
	一次救急	軽症患者（帰宅可能患者）に対する救急医療。
	温室効果ガス	主に二酸化炭素やメタンなど、温室効果をもたらす気体の総称のこと。温室効果とは、地球から放射される熱エネルギーが大気圏外に届く前に、大気中の物質が吸収してしまうことにより、地球の大気圏内部の温度が上昇する現象をいう。産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、地球温暖化が進んでいる。
か行	合併算定替	合併した市町村は一つのもので普通交付税を算定する（一本算定）が、補正係数などの関係で合併前と比較して交付税額に有利・不利が生じる場合がある。そこで一定期間に限り一本算定した場合と合併前の状態にあるものと仮定した合併構成市町村の合算額を比較し、有利な方を採用する制度。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面している中、地方によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。
	共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	グループホーム	障がいのある方が世話人の援助を受けながら数人で暮らす共同生活の場。
	経常収支比率	毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源などの合計額に占める割合のこと。
	健康寿命	平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	健全化判断比率	財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標の総称。地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務付けられている。
	国土強靱化地域計画	国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画で、当該自治体の区域における国土強靱化に係る当該自治体の他の計画等の指針となるもの。（＝アンブレラ計画）
	国立公園満喫プロジェクト	自然と人の暮らしが調和する日本らしい国立公園のポテンシャルを活用し、世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図るために、環境省が選定した8か所の国立公園で進めるインバウンド対応に向けたプロジェクト。
	ごみゼロ社会	「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不要物は最大限資源として有効利用される社会。
コミュニティ・スクール	合議制の機関である学校運営協議会を通じて、保護者や地域の皆さんが学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育を目指すという、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みのこと。	

頭文字	用語	注 釈
さ行	再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスを指す。
	資源管理型漁業	さまざまな種類の稚魚や稚貝を放流して、積極的に水産資源の増大に取り組んだり、三重県の規則で定められている漁獲できるサイズなどの規制を上回る規制を、漁業者自らが設定して行うなど、海に生息する魚介類（資源）を持続的に利用していくための漁業。
	社会資源	ニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度、機関、人材、資金、技術、知識等の総称。
	社会実装	得られた研究成果を社会問題解決のために応用、展開すること。
	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。
	志摩ブランド	志摩市の優れた地域資源を「志摩ブランド」として認定し、その販売を支援するとともに、志摩ブランドの情報発信を通じて観光客等の誘致を促し、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度。
	人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生法に基づき、各自自治体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。
	人生 100 年時代	海外の研究で「日本では 2007 年に生まれた子供の半数が 107 歳より長く生きる」と推計されていることを踏まえて見据える「超長寿社会」。
	スクールカウンセラー	教育機関において、心理相談業務に従事する臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けた専門家のこと。
	スマート自治体	システムや AI 等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体。
	積極戦略	人口減少の歯止めのための戦略（人口流出防止、出生率向上）。
	ゼロカーボンシティ	2050 年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを公表した自治体のこと。「実質ゼロ」とは排出量から吸収源を差し引いたものであり、エネルギー消費等に伴う人為的な排出量から森林による吸収量を差し引いて算出する。
	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルにあわせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
空飛ぶクルマ	「電動・垂直離着陸型・無操縦者航空機」などによる身近で手軽な空の移動手段。都市部では渋滞を避けた通勤・通学への活用、離島・山間部では海や山を越えた新たな移動手段としての活用が期待される。	
た行	第二創業	既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において業態転換や新事業・新分野に進出すること。
	太平洋・島サミット	太平洋島嶼国が直面する様々な問題について首脳レベルで率直に意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献するとともに、日本と太平洋島嶼国のパートナーシップを強化することを目的として、1997 年から 3 年に一度開催されている首脳会議。2021 年の第 9 回会議開催地に志摩市が選ばれた。
	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に支えあって暮らせる社会。

頭文字	用語	注 釈
た行	地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を指す。
	地方創生	東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした取組。
	調整戦略	人口減少に即した戦略（効果的・効率的な行政・まちづくり）。
な行	二次救急	中等症患者（一般病棟入院患者）に対する救急医療。
	二次交通	2種類以上の交通機関を活用した移動の2種類目の交通のこと。主に拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のことを指す。
	ニューノーマル （新たな日常）	新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの常識やシステムが変革し、変化後の状態が当たり前になった現象。
	認定漁業者	効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者。
	認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の市町村の認定を受けた農業者のこと。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。担い手農業者とも呼ばれる。
	農水商工連携	地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。
は行	ハザードマップ	地震・台風などにより発生が予測される被害について、その種類・場所・危険度などを示した地図。
	避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。
	プライマリ・ケア	総合診療のこと。
	プラットフォーム	地域資源を活用した地域活性化に参画する多様な主体の相互理解や協働が推進される場であり、知恵や情報が交流する場のこと。
	ヘイトスピーチ	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。
	ポストコロナ	新型コロナウイルス感染症拡大が発生し、大きな社会変化が生じた以後の社会。ウィズコロナとアフターコロナを包含する概念。
ま行	御食国（みけつくに）	古来、天皇が食される海産物を中心とした食物を納めた国のこと。
ら行	ロボティクス	ロボット工学のこと。サービス分野におけるロボット産業の成長が見込まれている。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。
	ワーケーション	「ワーク（work）＝仕事」と「バケーション（vacation）＝休暇」から生み出された造語。日常生活を離れリゾート地や観光地、地方などで休暇を過ごしながらか働く新しいスタイルのこと。
英数	AI	Artificial Intelligence の略。人工的につくられた人間のような知能又はこれをつくる技術。また、これらの機能を備えたコンピューターシステム。
	AI-OCR	OCR（Optical Character Reader）＝光学式文字読取装置にAI技術を加えたもの。AIの学習機能により、従来のOCRよりも格段に読み取り精度が高まった。

頭文字	用語	注 釈
英数	DMO (DMC)	Destination Management Organization (Company) の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人（会社）のこと。
	DX	Digital Transformation の略。デジタル・トランスフォーメーション。IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念のこと。自治体においては、デジタル技術を活用して行政サービスを変革することを指す。
	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
	MaaS	Mobility as a Service の略。出発地から目的地まで複数の移動手段を1つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。
	RPA	Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務自動化の取組を表す言葉。人間が行う業務の処理手順を操作画面上から登録しておくだけで、ブラウザやクラウドなどさまざまなアプリケーションを横断し業務自動化を実現する。
	SDGs	Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
	SNS	Social Networking Service の略。人と人のつながりをサポートするコミュニティ型のWebサイト。Facebook、Twitter、LINE、Instagram など。
	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。
	TNR 活動	地域に住んでいる野良猫を捕獲（Trap：トラップ）し、避妊・去勢手術（Neuter：ニューター）と再度捕獲されないよう耳先のV字カットを行い、元の場所に戻す（Return：リターン）活動のこと。
	UIJ ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。
	ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
	ZEH	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。
	4 R	Refuse「リフューズ」（断る）、Reduce「リデュース」（少なくする）、Reuse「リユース」（再使用する）、Recycle「リサイクル」（再生利用する）の頭文字の4つのRから呼びごみ減量のキーワード。
	6次産業化	第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や地域資源を活用したサービスなどの第二次産業や第三次産業の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組のこと。